

# 地方独立行政法人長野県立病院機構理事会規程

平成22年4月1日

規程 1-2

〔沿革〕平成27年3月19日規程1-2の一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人長野県立病院機構定款（以下「定款」という。）第11条に規定する理事会（以下「理事会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 定款第14条第6号に規定する理事長が定める重要事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 予定価格7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ（土地にあっては、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ
- (2) 負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの
- (3) 法令に特別の定めがある場合を除くほか、1件10万円を超える権利を放棄すること
- (4) 法律上その義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が100万円以上のもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

(招集)

第3条 理事長は、定款第12条第1項及び第2項の規定に基づき理事会を招集するときは、日時、場所、議題その他必要な事項を副理事長、理事及び監事に通知しなければならない。

(役員以外の者の出席)

第4条 理事長は、必要と認めるときは、役員以外の者を理事会に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(議事録)

第5条 理事長は、理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第6条 理事会の庶務は、本部事務局総務課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日規程1-2）

この規程は、平成27年4月1日から適用する。